昭和48年10月6日第三種郵便物承認(毎月1回1日発行)

3月1日発行 2023



946

主

な

内

容

- ●令和5年度免許試験(沖縄地区出張特別試験)の日程(学科試験)
- ●協会からのお知らせ (通常総会 6/29、沖縄県産業安全衛生大会 10/13)
- ●全国産業安全衛生大会 in 名古屋 9/27~29
- ●講習会の申込等について
- ●那覇支部通信(食育セミナーを開催)
- ●中部支部通信(安全衛生部会を開催)
- ●沖縄労働局から
 - ①労働者を採用する際には「労働条件」の書面交付等による明示が必要です
 - ② 36 協定の届出は、済んでいますか?
 - ③賃金引き上げ特設ページを開設!
 - ④令和 4 年労働災害·死亡災害発生状況(累計 2 月速報値)
- ●講習会のご案内(令和5年4月分)
- ●新規加入事業場のご紹介(1月16日~2月15日)

ホタテツノハゼ

水深 25 ~ 30 mの深場の巣穴にエビと共生して生息している。警戒して帆を立てた姿が、名前の由来である。 (撮影地 真栄田岬 水深 30 m、撮影者・写真提供者: 松野 豊氏)

発行所/一般社団法人 沖縄県労働基準協会

〒900-0001 那覇市港町 2-5-23

電話: 098-868-2826 FAX: 098-869-1714

発行人/会長 古波津 昇

定 価/1部50円

(会員の購読料は会費の中に含む)

ホームページ https://www.okinawa-roukikyo.org/

令和5年度 免許試験(沖縄地区出張特別試験)の 日程(学科試験)が決まりました

~試験手数料が変更されます~

沖縄会場 第1回目

試験日 令和5年9月17日(日)

試験場 琉球大学 共通教育棟(西原町字千原1)

受験申請書の受付期間…令和5年7月10日(月)~7月21日(金)必着 ※土・日・祝日、除く

石垣会場

試験日 令和5年10月21日(土)

試験場 石垣市民会館(石垣市浜崎町1-1-2)

受験申請書の受付期間・・・令和5年8月21日(月)~9月5日(火)必着 ※土・日・祝日、除く

沖縄会場 第2回目

試験日 令和6年2月4日(日)

試験場 琉球大学 共通教育棟(西原町字千原1)

受験申請書の受付期間・・・令和5年11月20日(月)~12月1日(金)必着 ※土・日・祝日、除く

学科試験手数料・・・8,800円

- ※ 試験手数料(労働安全衛生法に基づく免許試験)が、変更されます。
- ※ 受験者数の定員は、設けない予定です。
- ※ 受験申請書は、各支部で配布します。(変更されますので新しい受験申請書を使用してください)

主催:公益財団法人 安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター

協力:一般社団法人 沖縄県労働基準協会

協会からのお知らせ

令和5年度 通常総会

令和5年6月29日(木) 沖縄ハーバービューホテル(那覇市)

令和5年度 沖縄県産業安全衛生大会

令和5年10月13日(金) ダブルツリーbyヒルトン 那覇首里(那覇市)

第82回



講習会の申込等について

1.「講習実施計画表」・「案内文」

令和5年度の講習実施計画表は、協会ホームページに掲載してあります。

また、講習会ごとに開催日時、受講料、定員、日程表等の詳細な<mark>案内文</mark>も、協会ホームページに掲載してあります。実施計画表と案内文は、協会各支部の窓口にも置いてあります。

2. [予約]

受講を希望される方は、まず、<mark>お電話</mark>にて各支部に受講希望の講習の空き状況を確認の上、<mark>予約</mark>をしてください。来所の上、予約することもできます。定員に達しましたら予約受付は終了しますが、キャンセル待ちは可能です。キャンセル待ちが多数となった場合等は、臨時講習会を開催します。

3.「受講申込書」

予約をされましたら、「<mark>受講申込書</mark>」を作成してください。 「<mark>受講申込書</mark>」は、協会ホームページよりダウンロードすること ができます。また、エクセル上で入力作成することもできます。

4.[申込]

講習開催日の2週間前までに、氏名等の所要事項を記入した「受講申込書」に、顔写真(縦4cm×横3cm、修了証顔写真に使用可能なもの)1枚を貼付けの上、受講料を添えて各支部の窓口において申込を行ってください。なお、銀行振込による受講料のお支払いも可能です。郵送による申込を希望する場合には、送付先の支部にご連絡してください。

- ※①受講申込書の注意事項に留意の上、申込を行ってくだ さい。
- ※②講習開催日の2週間前までに、「受講申込書」の提出 及び受講料の納付がない場合には、予約はキャンセルとさせていただきます。
- ※③納付された受講料は、講習開催日の2週間前までのキャンセルを除き、原則として、払い戻しは致しませんので、ご了承ください。但し、病気等やむを得ない(業務都合を除く)理由で受講をキャンセルする場合には、期間に応じて一部返金いたします。
- ※④講習期間中は、毎日出欠を確認します。<mark>遅刻、早退、一時外出</mark>等により法令に定めた講習時間を受講しない場合には、修了証の交付はできません。修了試験の受験もできません。 また、技能講習においては、学科講習内容の理解度を確認するための学科修了試験があります。合格

また、技能講習においては、学科講習内容の理解度を確認するための学科修了試験があります。合格点に達しない場合には、不合格となり修了証の交付はできません。

5. [修了証]

技能講習及び特別許育の講習修了者には、<mark>修了証</mark>を交付します。修了証は、 プラスチックカード製ですので、丈夫で携帯し易いです。

修了証の様式は、令和4年度の講習より変更しております。<mark>住所</mark>欄は裏面となり、受講者本人が記載する方式となりました。また、旧姓等の併記も可能です。





明示方法は?

労働者を採用する際には「労働条件」の 書面交付等による明示が必要です!

- ■労働基準法では、労働契約を締結する際に、労働者に労働条件の明示義務があります。
- ■労働条件通知書によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、 即時に労働契約を解除することができます



労働条件の明示は

原則、書面交付です。

なお、労働者が希望した場合は、 FAX・メール・SNSメッセージでも 可能です!

○印刷や保存ができるように添付ファイルで送りましょう。

労働条件通知書記入例





★モデル労働条件通知を ご活用ください!

厚労省HPより職種別のモデル書面をダウンロードできます。 https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/



36協定の届出は、済んでいますか?

↑ 時間外労働(残業)をさせるためには、36協定が必要です!

- ■法定労働時間は、原則として、1日8時間、1週40時間(特例事業場は44時間)以内です。
- ■法定労働時間を超えて労働者に時間外労働(残業)をさせる場合には、
 - ✓労働基準法第36条に基づく労使協定(36協定)の締結
 - ✓所轄労働基準監督署長への届出が必要です。

↑ 時間外労働には、罰則付きの上限が設けられています!

- ■時間外労働の上限(「限度時間」)は、月45時間・年360時間(対象期間が3か月を超える1年単位の変形 労働時間制を採用の場合は、月42時間・年320時間)となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超え ることはできません。
- ■臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも(特別条項)、年720時間以内、複数月平均80時 間以内(休日労働を含む)、月100時間未満 時間外労働 + 休日労働 1か月 100時間未満 (休日労働を含む)の上限規制があります。 時間外労働 + 休日労働 2~6か月 平均80時間以内 また、月45時間を超えることができるのは、 1年 時間外労働 720時間以内 年間6か月までです。

/↑ 36協定は、「使用者」と「労働者の代表」とが締結します。

- ■「労働者の代表」とは、次の者をいいます。
- ① 労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は その労働組合
- ② 上記①の労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者(以下のいずれにも該当する者)
 - ●監督または管理の地位にある者でないこと。
 - → 部長、工場長、支店長などで、管理監督者に該当する方は、労働者の信任が得られてい ても、過半数を代表する者にはなれません。
 - ●過半数を代表する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による 手続で選出された者(民主的な方法で選出された者)であること。
 - ※36協定は事業場(本社、支店、営業所など)ごとに締結することが必要です。

/ 36協定は周知が必要です。

■36協定は、作業場の見やすい場所への掲示や備え付け、書面の交付などの方法により、労働者に周知 する必要があります。

36協定届等作成支援ツール



厚生労働省から36協定届の作成支援ツールが公開されています。



作成支援ツールで は、入力フォームか ら必要項目を入力・ 印刷することで、労 働基準監督署に届出 が可能な36協定届を 作成することができ ます。

※1年単位の変形労働時間制に関する協定届、労使協定書、労働日等を 定めたカレンダーも作成することができます。

※ユーザーとして登録しておくと、36協定届、1年単位の変形労働時間 制に関する書面の入力データを保存し、過去に登録したデータ呼び出 して書き換えることもできます。



スタートアップ労働条件





那覇支部 通信

「健康づくりのための 体験型食育セミナー」 を開催

那覇支部は、2月9日 (木) 九州沖縄トラック研修会館において 「健康づくりのための 体験型食育セミナー」 を 開催しました。

本セミナーは、沖縄県内の職場における定期健康診断実施結果の有所見率が11年連続全国ワースト1であることから、各人が日々の食生活を振り返り健康的な食生活を意識して、有所見率を改善していくことを目的として開催しました。

セミナーでは食育SAT (サッと) システムを利用し、参加者はICタグを内蔵したリアルな実物大フードモデルから普段食べている一食分を選んでトレイに乗せ、センサー台に置くだけで栄養価計算とその食事のバランスがチェックできる、新しい栄養教育システムを体験しました。

センサー台に乗せたフードモデルは瞬時に星5つで判定され、システムの食事バランス評価から管理栄養士によるわかりやすい栄養指導が行われ、自分自身の理想的な食事バランスが直感的に理解できる内容となっておりました。

また、待ち時間は別室で転倒予防への運動機能向上、認知機能向上のための軽運動を行い会員同士の交流も図りました。



実物大フードモデルから普段食べている一食分を選択



栄養価計算とその食事のバランスをチェック



転倒予防運動機能向上:認知機能向上

中部支部。 通信

「令和4年度 第5回 中部支部安全衛生部会」 を開催

中部支部安全衛生部会は、2月9日(木)に沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターにて、沖縄労働基準監督署の比嘉信和署長と北村隆和安全衛生課長をお招きして「法令等勉強会」を行い、中部支部安全衛生部会員とオブザーバーの計11名が参加しました。

比嘉安全衛生部会長の開会あいさつの後、比嘉沖縄監督署長より来賓のあいさつとして行政全般について昨年の振り返りと今後取り組むべき課題と対応などの話しがありました。今後取り組むべき課題と対応については、次期14次防計画案ではこれまでの業種等に応じた災害防止対策に加えて、労働災害が多く発生している中小事業者等の安全衛生対策の底上げを行い、安全衛生の確保に取り組まない事業者に対しては行政とし



て厳正な対応を行う。働き方改革への対応については、引き続き、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている事業・業務対策を重点に、円滑な施行に向けて取り組んでいく。最低賃金については、経済が不確実な状況にあるため、引き続き、賃上げしやすい環境整備に繋がる取り組みを進めていく。労働条件を整備することも、働く方々の心理的安全、また仕事に対する高いパフォーマンスを引き出し労働災害防止につながるのでないかと思う旨のお話がありました。





北村安衛課長からは、最近の労働災害事例や職場における定期健康診断後に取り組むべき事項やストレスチェックについて説明がありました。また、一定規模の解体やリフォーム工事については、石綿含有の有無の事前調査の結果を監督署に報告する必要があるが、事前調査は規模の大小にかかわらず必ず実施しなければならない旨の説明もありました。最後に参加者間で健康経営宣言の取組み例など積極的な意見交換が行われた。





沖縄労働局

| 年·署別·局計等 | 令和4年(12月末累計)(令和5年2月集計) | | | | | 令和3年(12月末累計)(令和4年2月集計) | | | | | 局計対令和3年比較 | | | |
|--------------|------------------------|---------|---------|--------|---------|------------------------|---------|---------|---------|--------|-----------|-----------|--------|---------|
| 業種 | 那覇 | 沖縄 | 名護 | 宮古 | 八重山 | 局計 | 那覇 | 沖縄 | 名護 | 宮古 | 八重山 | 局計 | 増減数(人) | 増減率(%) |
| 製 造 業 | 103 | 89 | 17 | 4 | 9 | 222 | (2) 107 | 63 | 10 | 12 | 6 | (2) 198 | 24 | 12.1 |
| 食料品製造業 | 63 | 41 | 11 | | 5 | 120 | 66 | 36 | 8 | 10 | 2 | 122 | ▽ 2 | ▽ 1.6 |
| 鉱業 | | | | | | 0 | | | | | 1 | 1 | ▽ 1 | ▽ 100.0 |
| 建 設 業 | 98 | 76 | 28 | 9 | 7 | 218 | (1) 83 | (1) 70 | 27 | (1) 7 | (2) 9 | (5) 196 | 22 | 11.2 |
| 土木工事業 | 16 | 8 | 8 | 4 | 2 | 38 | (1) 14 | 9 | 6 | (1) 2 | | (2) 31 | 7 | 22.6 |
| 建築工事業 | 75 | 59 | 15 | 3 | 4 | 156 | 59 | 55 | 14 | 2 | (2) 7 | (2) 137 | 19 | 13.9 |
| 交通運輸事業 | 24 | 2 | | | 1 | 27 | 12 | 5 | | 1 | 2 | 20 | 7 | 35.0 |
| 陸上貨物運送事業 | 55 | 22 | 1 | 3 | 2 | 83 | 67 | 16 | 1 | 2 | 3 | 89 | ▽ 6 | ▽ 6.7 |
| 港 湾 荷 役 業 | 1 | | 3 | 3 | 3 | 10 | 6 | | (1) 1 | | 2 | (1) 9 | 1 | 11.1 |
| 林 業 | | | | | | 0 | | | | | | 0 | 0 | - |
| 農業、畜産・水産業 | 9 | 5 | 10 | 2 | 1 | 27 | 3 | 5 | 3 | 1 | 4 | 16 | 11 | 68.8 |
| 第三次産業(運輸を除く) | (2) 1,236 | 778 | 291 | 65 | 78 | (2) 2,448 | (2) 433 | (1) 370 | 113 | 44 | 52 | (3) 1,012 | 1436 | 141.9 |
| 商 | (1) 110 | 91 | 7 | 9 | 8 | (1) 225 | 125 | 76 | 14 | 5 | 9 | 229 | ▽ 4 | ▽ 1.7 |
| 小 売 業 | (1) 63 | 74 | 5 | 4 | 8 | (1) 154 | 69 | 60 | 13 | 4 | 8 | 154 | 0 | 0.0 |
| 接客娯楽業 | 63 | 40 | 9 | 10 | 21 | 143 | 39 | 58 | 23 | 9 | 20 | 149 | ▽ 6 | ▽ 4.0 |
| 旅館・ホテル | 18 | 18 | 6 | 6 | 16 | 64 | 15 | 22 | 11 | 3 | 13 | 64 | 0 | 0.0 |
| 飲食店 | 31 | 20 | 2 | 4 | 3 | 60 | 22 | 26 | 7 | 3 | 6 | 64 | ▽ 4 | ▽ 6.3 |
| 保健衛生業 | 931 | 553 | 263 | 33 | 42 | 1,822 | (1) 160 | 150 | 57 | 24 | 16 | (1) 407 | 1415 | 347.7 |
| 社会福祉施設 | 443 | 338 | 182 | 10 | 26 | 999 | (1) 92 | 91 | 45 | 24 | 14 | (1) 266 | 733 | 275.6 |
| ビルメンテナンス業 | 40 | 20 | 5 | 4 | 3 | 72 | 30 | 12 | 10 | 1 | 2 | 55 | 17 | 30.9 |
| その他の産業 | (1) 92 | 74 | 7 | 9 | 4 | (1) 186 | (1) 79 | (1) 74 | 9 | 5 | 5 | (2) 172 | 14 | 8.1 |
| 全 産 業 | (2) 1,526 | (0) 972 | (0) 350 | (0) 86 | (0) 101 | (2) 3,035 | (5) 711 | (2) 529 | (1) 155 | (1) 67 | (2) 79 | (11)1,541 | 1494 | 97.0 |

- (注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
 - 被災者数の枠の左側()は死亡者数で内数。
 「▽」は減少を示す。
- 4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。 5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
- 5. 陸上員物連达事業は、道給員物連达業、その他の連軸交通業及の港湾が依果を除く員物収扱業を示り。 6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(ビルン/除く)、官公署、その他の事業を示す。

· (令和5年2月6日現在)沖縄労働局

| 番号 | 所轄署 | 事故の型 | 起因物 | 業種別 | 発生時期 | 年齢 | 労働者数 (規模別) | 発生状況 |
|----|-----|------------|---------|---------|------|--------|---------------|---------------------------------|
| 1 | 那覇 | 交通事故 (その他) | その他の乗物 | その他の事業 | 3月中旬 | 60歳台以上 | 10~29 | 乗務していた飛行機が墜落したもの。 |
| 2 | 那覇 | 墜落・転落 | 建築物、構築物 | その他の小売業 | 9月上旬 | 50歳台 | 1~9 | エアコン設置の際に庇の上から約3.5m下の地面に墜落したもの。 |



講習会のご案内 (令和5年4月分)



各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。

| 項目 | 講習名 | 実施日・実施会場 | 受講料等(テキスト代他全て込み) |
|--|--------------------------|--|--|
| | 玉掛け技能講習 | (才(月)~4(火) | 免除有 25,930 円 免除無 27,930 円 |
| 事 業 部 (教習センター) | フルハーネス型墜落 制止用器具特別教育 | 4/10(月) 学 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬) 銀 教習センター(うるま市州崎) | 会 員 9,090円 非会員 12,390円 |
| □ (098) 979-7897 ⋈ 979-9975 | 有機溶剤作業主任者技能講習 | 4/11(火)~12(水) 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬) | 13,380円 |
| 那 覇 支 部 🗷 (098) 868-2831 | フォークリフト運転技能講習 | 4/17(月)~21(金) 今 うるマルシェ2階(うるま市前原) 段 教習センター(うるま市州崎) | 46,650円 |
| 869-1714 | 石綿作業主任者技能講習 | 4/18(火)~19(水) うるマルシェ2階(うるま市前原) | 13,380円 |
| 中 部 支 部 ⑤ (098) 937-0162 | フォークリフト運転技能講習 | 4/24(月)~28(金) ⑦ うるマルシェ2階(うるま市前原) ① 教習センター(うるま市州崎) | 46,650円 |
| ₩ 937-0163 ° | 職長・安全衛生責任者教育 | 4/25(火)~26(水) うるマルシェ2階(うるま市前原) | 会 員 16,350円 非会員 21,850円 |
| | アーク溶接特別教育 | 4/27(木)~30(日) (デ) うるマルシェ2階(うるま市前原) (手) 美里工業高校機械科溶接実習室(沖縄市泡瀬) | 会 員 15,910円 非会員 19,210円 |
| 北部支部 | 安全衛生推進者養成講習 | 4/13(木)~14(金) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森) | 13,930円 |
| ■ (0980) 54-4700 ★ 52-7004 | 酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習 | 4/25(火)~26(水) うるマルシェ2階(うるま市前原) | 17,010円 |
| 宮 古 支 部 ■ (0980) 73-1455 器 73-6511 | 玉掛け技能講習 | 4/11(火)~13(木) 学 平良港ターミナルビル 研修室 ・ 先嶋建設(株)多目的広場 | 免除有 25,930 円 免除無 27,930 円 |
| 八 重 山 支 部 (0980) 88-5355 | 小型移動式クレーン 運転技能講習 | 4/11(火)~13(木) (学) ㈱紫電舎(2階会議室) (1) 石垣港南ぬ浜町ふ頭用地 | 二科目免除 23,705 円 一科目免除 25,705 円 免除無 27,705 円 |
| 88-5360 | 職長・安全衛生責任者教育 | 4/25(火)~26(水) ㈱紫電舎(2階会議室) | 会 員 16,350円 非会員 21,850円 |

各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。

・受講予約者が定員に達している場合には、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。

「安全衛生教育促進運動」

令和 5 年度 2022年12月1日 ▶ 2023年4月30日 正しい知識で 職場を安全・健康に!



| | 新規加入事業場のご紹介 (1月 | 16日~2月15日) |
|-------|-----------------|------------|
| 協会支部名 | 事業場名 | 所 在 地 |
| 中部支部 | 結城工業 | 宜野湾市 |

※次の理事会にて承認予定